



新生児聴覚検査費助成のお知らせ



飯豊町では、生後 1 週間以内に行われる「新生児聴覚検査」の費用を一部助成します。

<新生児聴覚検査について>

生まれてくる赤ちゃんの 1,000 人のうち 1~2 人は、生まれつき耳の聞こえ（聴覚）に障がいを持つと言われてしています。その障がいを早く見つけて、適切な支援をしてあげることは、赤ちゃんのこぼの発達にとっても大切です。聞こえ（聴覚）の障がいは気づかれにくいいため、遅くなればなるほどこぼの獲得に影響が出てきます。

聞こえ（聴覚）の障がいを早期に発見するために、「新生児聴覚検査」を受けましょう。

助成対象者：検査当日に町内に住所のある 1 歳までのお子さん

助成金額：1 回の検査につき、上限 2,000 円 2,000 円に満たない場合は、その金額。

初回検査、確認検査（初回で再検査となった場合）、再確認検査（確認検査で再確認検査が必要となった場合）の 3 回まで対象。

検査内容：自動聴性脳幹反応検査（AABR）または耳音響放射検査（OAE）

※医療機関により、検査方法は異なります。

助成方法：「償還払い」（医療機関に一度支払い後、後日請求をしていただきます）

検査後、以下の書類をご準備いただき、1 歳の誕生日までに
飯豊町役場 健康福祉課（健康福祉センター）まで申請をお願いします。

助成に必要な書類

- ① 飯豊町新生児聴覚検査費助成申請書兼請求書
- ② 医療機関が発行した聴覚検査費用の分かる領収書のコピー
（医療機関によっては、明細書を発行していない場合もありますので、健康福祉課までお問い合わせいただくか医療機関にご相談ください）
- ③ 母子健康手帳

※公立置賜総合病院・さくらクリニック・島貫医院で出産された方は申請不要です（退院時、聴覚検査助成額が差し引かれた金額が請求されます）。それ以外の産院で出産された方は申請が必要です。

<問い合わせ先：飯豊町健康福祉課 子ども家庭健康室 ☎0238-86-2338>